

2016年11月
日本神経学会選挙管理委員会

2017年日本神経学会代議員選挙について（公示）

日本神経学会は、日本神経学会代議員選出細則（平成22年5月19日制定（平成28年5月19日改正）、以下「細則」といいます）および日本神経学会代議員選出要項（平成22年10月1日選挙管理委員会制定（平成28年10月26日改正）、以下「要項」といいます。）の規定に基づき、2017年9月の学術大会終了後から2019年の学術大会終了までを任期とする代議員を選出するため、選挙を実施しますのでお知らせします。

細則および要項は、ホームページ「学会概要」の「定款・規則」のページに掲載してありますのでご確認ください。

今回の選挙は、要項第4条別表の支部選挙区ごとに実施します。代議員に選出されるためには現職代議員も含めて所属する支部選挙区から立候補することが必要です。立候補される会員は、次の要領で手続きを行ってください。

1 立候補について

(1) 被選挙人（立候補）資格は、次のとおりです。

- ① 日本神経学会の正会員であること。
- ② 2017年9月末において年齢が64歳以下であること。
- ③ 2016年9月30日現在で会費を完納していること。
- ④ 2016年9月30日現在で10年以上の正会員歴を有すること。
- ⑤ 業績として5編以上の学術論文（和文及び英文の原著または総説）を有すること。発表時期は問いません。

(2) 立候補手続き

① 代議員立候補届出書の提出

- ・ 代議員立候補届出書は、要項第12条で定めている書式によります（別紙書式1）。
 - ・ 日本神経学会選挙管理委員会あて、日本神経学会事務局に郵便で提出してください。
- 代議員立候補届出書は、封筒の表に「立候補届出書在中」と朱書し、配達証明のある郵送方法でお送りください。

提出先は、次のとおりです。

〒113-0034 東京都文京区湯島2-31-21 一丸ビル
日本神経学会事務局

- ・ なお、別紙書式1は、学会ホームページの会員専用ページ掲載の様式をご利用ください。（トップページのバナー「代議員選挙に関するお知らせ」からアクセスしてください。）

② 推薦書の提出

- ・ 現職代議員以外の会員が立候補される場合は、同じ支部に所属する現職代議員1名の推薦が必要です（細則第13条第3項）。
 - ・ 現職代議員が推薦できる立候補者は、3名までです（細則第13条第4項）。
 - ・ 現職代議員は、推薦書の提出は必要ありません。
 - ・ 推薦書の書式は、要項第12条で定めています（別紙書式2）。推薦書は、代議員立候補届出書に添付して提出してください。
- なお、別紙書式2は、学会ホームページの会員専用ページ掲載の様式をご利用ください。（トップページのバナー「代議員選挙に関するお知らせ」からアクセスしてください。）

③留意事項

記載事項不備等の理由で提出された立候補届け出書が無効となる場合があります。具体的には、要項第15条に規定されていますので、ご確認ください。

(3) 立候補届出書および立候補取り下げ届の受理通知

選挙管理委員会は、立候補届出書または立候補取り下げ届を受理したときは、概ね1週間以内に届くように文書で通知（郵送）します。立候補届出書を提出された会員は、受理した旨の通知が届かない場合、選挙管理委員会（日本神経学会事務局）にお問い合わせください。

(4) 立候補届出書提出締め切り

2016年12月19日（金）（消印有効）

(5) 所属する支部選挙区を異動した場合の立候補について

立候補や投票ができるのは、2016年9月30日現在で所属する支部選挙区です。ただし、10月1日以降に支部選挙区を越えて異動した場合、以下の手続きをとることにより立候補届出書は受理されます。

①現職代議員の場合

立候補届出書および支部選挙区異動届（別紙書式4）を立候補届出書提出締め切り日（2016年12月19日（月））までに提出してください（消印有効）。

なお、立候補届出書を提出した者が、立候補届出書提出締め切り日以降に支部選挙区を異動した場合は、支部選挙区異動届を2016年12月22日（木）までに提出してください（必着）。

②新たに立候補しようとする会員の場合

異動後の支部選挙区の代議員の立候補者推薦書を添えて、立候補届出書と支部選挙区異動届を立候補届出書提出締め切り日（2016年12月19日（月））までに提出してください（消印有効）。

なお、立候補届出書を提出した者が、立候補届出書提出締め切り日以降に支部選挙区を異動した場合は、異動後の支部選挙区の代議員の立候補者推薦書と立候補届出書および支部選挙区異動届を2016年12月22日（木）までに提出してください。（必着）。

③立候補届出書の無効

立候補届出書を提出した者が、立候補届出書審査日（2016年12月23日（金・祝））以降に支部選挙区を異動したときは、その立候補届出書は無効となりますのでご注意ください。

別紙書式4は、学会ホームページの会員専用ページ掲載の様式をご利用ください。（トップページのバナー「代議員選挙に関するお知らせ」からアクセスしてください。）

2 投票権者

代議員選挙で投票できる会員は、2016年9月30日現在、日本国内に居住している名誉会員、功労会員および会費を完納している正会員です。

3 選挙日程

- ① 2016年12月23日（金・祝）立候補届出書審査
- ② 2017年1月20日（金）代議員立候補者公示
- ③ 2017年2月10日（金）代議員選挙投票依頼（ID・PW）および立候補者名簿発送
- ④ 2017年2月20日（金）8:30 から
- 2017年3月6日（月）18:30 まで投票期間
- ⑤ 2017年3月12日（日）開票・代議員当選者決定
- ⑥ 2017年3月13日（月）代議員選挙結果公示（学会ホームページ）

（注）代議員選挙の結果は、全ての立候補者の氏名、都道府県名、勤務先名および得票数が公示されます。

4 支部選挙区分及び代議員選出定数

支部選挙区名	都道府県等名	定数（人）
北海道支部	北海道	17
東北支部	青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県	32
関東・甲信越支部	茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，新潟県，山梨県，長野県，静岡県伊豆地区（※）	212
東海・北陸支部	富山県，石川県，福井県，岐阜県，静岡県（伊豆地区（※）を除く），愛知県，三重県	65
近畿支部	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県	97
中国・四国支部	鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，徳島県，香川県，愛媛県，高知県	54
九州・沖縄支部	福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県	69
合計		546

（※）関東甲信越支部および東海北陸支部の伊豆地区とは，熱海市，伊豆の国市，伊豆市，伊東市，西伊豆町，東伊豆町，河津町，松崎町，下田市，南伊豆町を示す。

5 その他

この公示に関するお問い合わせは，日本神経学会事務局にお願いします。

電話の場合 03-3815-1080

メールの場合 ホームページの「お問い合わせ」から